

<出店までの流れ>

市ホームページ「町田市都市公園におけるキッチンカー等出店者登録申請要領」
及び「補足資料」を確認

- ①登録申請書（様式1）
②出品メニュー表（様式2） ③運転免許証の写し
④車検証の写し ⑤出店する車両の写真
⑥都道府県税・区市町村民税に滞納がないことを証明する書類
（課税がある方は、納税証明書。課税が無い方は、非課税証明書。
申請者が法人の場合：法人における滞納がないことを証明する書類。）
《調理を必要とする飲食物の販売を行う場合》
⑦営業許可証の写し（都内一円）※、⑧食品衛生責任者等の写し
※調理が不要な飲食物のみの販売を行う場合は⑦「営業届出の証明書の写し」
《野菜を販売品目とする場合》
⑨「認定農業者」又は「認定新規就農者」と分かる書類の写しのいずれか
⑩その他市から求められた資料
牽引タイプのキッチンカーの場合は、牽引する車両の車名とナンバープレートがわかる写真
なお、審査資料に変更が生じた場合、市との協議の上、必要書類を提出してください。

申請者へ決定通知及び市ホームページに公表（**3月18日（水）頃**）
※登録されただけでは、公園への出店はできません。出店調整や許可の手続きが必要です

登録が決定した者（以下：出店者）は、以下書類を公園緑地課へ提出

- ・ 消防に関する書類の提出（初回出店時のみ）
- ・ **制限行為の許可申請書、禁止行為の特例許可申請書**の提出（初回出店時のみ）
- ・ 出店日程表（出店する月のおおよそ2週間前の市が指定する日）

出店調整

- ・ **制限行為・禁止行為**の許可書を発行（初回出店時のみ）
- ・ 出店調整を行い、出店場所・日時を出店者へメールにて通知及び市ホームページに公表

出店（出店調整した場所・日時に限る）

出店した月の最終日を含む7日以内に**「実績報告書」（様式4）**
を提出。納入期限までに公園使用料を振込。

※詳細については、「町田市都市公園におけるキッチンカー等出店者登録申請要領」をご参照ください。